

今後の社会内処遇の在り方に関する検討会（第2回）議事概要

1 日時

令和4年1月26日（水）13:00から16:00まで

2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

3 出席者（五十音順、敬称略）

（構成員）稲葉保、嶋田洋徳、田島佳代子、宮永耕、森久智江

（関係者）松本俊彦、森松長生

（保護局）青木出、生駒貴弘、守谷哲毅

4 議事次第

- ・ 開会
- ・ 協議①
 - (1) 前回議論の振り返り
 - (2) 関係者発表
- ・ 協議②
 - (1) 刑執行終了者等に関する支援等の実情の紹介
 - (2) 関係者発表
- ・ 閉会

5 議事概要

冒頭、生駒観察課長から挨拶が行われ、その後、協議が実施されたところ、構成員、関係者の主な意見等は以下のとおり。

（1）特別遵守事項として関係機関の専門的援助の受講を義務付ける場合の運用について

○ 地域における支援の実情について

・薬物依存症への対応について、平成28年に依存症集団療法として診療報酬の算定対象となったこともあり、着実にアクセスしやすい医療機関が広がっている。

・医療機関、保健・行政機関のプログラムは、多くの施設で平日の日中に限られているというところが非常に大きな課題としてある。

・薬物依存の問題とは別に精神障害が併存していることは、再犯のリスクを高くするが、これを刑事司法機関だけでサポートしていくことは非常に難しい。医療機関において、きちんとそれに対する薬物療法や生活指導をすることは確実にその方の予後を変える。

・様々な形で社会資源と出会える場を作り、本人が孤立しない仕組みを作ることが重要で、

そのためのプロジェクトも立ち上がっている。

- ・更生保護施設における支援に関して、基本は仕事をするところであるため、管理者に福祉等の知識が不足していると、施設に支援者を配置しても内部で孤立してしまうことがある。
- ・医療機関、保健・行政機関等における専門的なプログラムを活用することは、保護観察所のプログラムと違って、再使用の告白をしたからといって直ちに司法的な対応をされないという意味で、安心安全な場所が担保されるというメリットがある。

○関係機関の専門的援助の受講を義務付ける制度の趣旨について

- ・保護観察の期間中とその後との段差が非常に大きいため、そこを埋めていくために保護観察中から、社会内の支援に接近させ、継続させていくという視点は非常に重要なものである。
- ・本人が抱えている様々な問題に対しては、保護観察のみでは対応できないということを明確に意識し、地域において行われている関係機関による専門的援助に接近させ、その援助を受け続けてもらうというように、保護観察終了後の対応も視野に入れた上で義務付けをするということが制度の趣旨であり、問題を解決するまで保護観察として関わるという趣旨ではないということは明確にしておくべきである。
- ・簡易薬物検査の結果報告を求めるなど、違反を取り締まる観点が入ると、地域の機関が持っている良さがなくなってしまうおそれがある。
- ・指導監督的な内容や役割を求めることはしないとしても、更生保護施設の場合、義務違反があったときに、補導援護の中で生活指導を行うことになるが、どこまで指導していくべきなのか難しい。そのため、保護観察所の関与の在り方をきっちり整理していく必要がある。

○受講を義務付ける対象の範囲と援助の地域差について

- ・保護観察所で行われている専門的処遇プログラムの対象とするところ（薬物再乱用、性加害、暴力、飲酒運転）に関しても、地域における支援の状況はそれぞれかなり異なる。薬物再乱用の防止については、ある意味市民権を得てきていると思われるが、それ以外はまだまだ横並びで議論する段階ではないのではないのか。
- ・将来的に、全国で支援の実施が担保できるような形になってから、薬物と同じように制度上扱われていくというような形で制度が進行していくことは考えられる。
- ・特に仮釈放者は、刑の執行中であるということを考慮すると、義務付けるものは、どこでも同じように受けられることが必要である。
- ・地域によっては、なかなか本人が受講する専門的援助を選ぶこと自体難しいというところもあるが、そういう場合にもその援助の義務付けを積極的に行っていくべきなのか検討が必要である。

○義務付けによる権利制約・費用負担について

- ・義務付けを行う期間について、可能な限り最小限度にするということは、権利制約を考える上での基本となる。その観点から、期間途中の遵守事項の変更に関しても、柔軟に実施で

きるようにしていく必要がある。

- ・何らかのことを義務付ける時に、本人の資力によってそれが可能であったり、可能でなかったりするという事は望ましくない。少なくとも義務付けをしている一定の期間に関しては、可能な限り本人に費用負担がないようにしていくことが重要である。

- ・自分で就労して確保した収入を充てないとプログラムに参加できないということは問題があると思う。特別遵守事項で専門的援助の受講を義務付けるのであれば、その期間、回数は金銭的な負担を考えないで参加してもらうような手立てを考えておくべきである。

- ・専門的処遇プログラム等で保護観察所に出頭する経費については自費であり、離島や県域が広い保護観察所では、その負担もばらつきがある。

- ・福祉制度等も活用し、本人の負担を適切にしながら実施していくというのが、保護観察の今のやり方をみると妥当なのではないか。

○関係機関と保護観察所の情報共有の在り方について

- ・関係機関の専門的援助の内容について、裁量のある程度持たせた形として、保護観察所に対する報告に関して、医療の中で考えられている通報義務免除のような考え方の具体的な例示ができると、関係機関も比較的安全に援助を行うことができるのではないか。

- ・保護観察所が特別遵守事項として設定して行われる専門的援助のため、保護観察所が、状況把握することは必要であるが、援助の場で話された内容、行われた内容を逐一報告を求めていくということになると、できる関係機関の範囲は限定されると思われる。幅広く専門的援助を展開していくということであれば、何回来ました、どういうところで面接しましたという事実確認にとどめ、詳細は専門的援助の実施機関に委ねられる形での情報把握にとどまるのではないか。

○専門的援助の基準適合性の判断の在り方について

- ・関係機関が自ら行っている援助を届け出て、それが専門的援助としての基準を満たしていれば、法務省が認定したプログラムとしてリストに挙がり、法務省のお墨付きが与えられるようにすると、民間の機関はそれを利用して人を集めることができるなど、メリットが出てきて、援助の裾野が広がるのではないか。

- ・自ら受講する専門的援助を選べるようにしていくことが理想としても、実際に地域によって内容等大きな違いがあるため、名目上援助を増やすということではなく、中身をチェックした上で、どの程度であれば専門的援助としての機能を果たせるのかというラインを整理しておく必要がある。

○専門的援助と専門的処遇プログラムの関係について

- ・専門的処遇プログラムは、特定の犯罪的傾向を改善する目的で、再犯をさせないことが趣旨としてあるが、今回導入される専門的援助は、地域支援につなげていくことに重点をおいたものであると考えられる。そういう意味では、特別遵守事項に2つを設定することについ

てはなんら問題ないと考えられるし、場合によっては特別遵守事項に2つ付けることが必要なこともある。

- ・保護観察所が行う専門的処遇プログラムと関係機関の地域援助が重複した場合の扱いについて、内容として同じことをやっている場合は、その一部を終わったものとして実施するという話が出てきているが、同じ教材でもやりかたと場所とだれと一緒にやるかで大分内容が違う場合もあるため、単純に重複と判断するのではなく、プロセスを意識して運用することも考えられるのではないか。

○関係機関の負担軽減等の支援について

- ・特別遵守事項として受講を義務付けられた専門的援助を実施していくということであれば、従前に比べて実施機関における対応の負担も増してくると思われるので、その負担軽減について、費用の点も含めて充実させることが必要である。

- ・指導者への研修も継続的にやっていく必要があるところ、公認心理師の職能団体やそれを扱っている専門学会等に研修を依頼することもできるのではないか。

(2) 刑執行終了者等に対する援助の在り方について

○刑執行終了者等への地域における援助について

- ・地域包括ケアシステムは、家族が整っていることが前提としてあり、満期釈放者等の社会的に孤立した者に関しては、社会資源で支える前提のベースのところを整っていない。

- ・就労支援も社会的な手続も福祉サービスも、それを受けるためには居住が整わないと難しい。

- ・専門施設は往々にして行動制限があり、入りたがらないため、なるべく地域で生活するという観点で生活支援付きの居住を確保するというところが重要になる。

- ・保護観察で満期出所者をずっと見続けることは不可能であるため、どういうところにつないでいくか、どこにコーディネートしていくかという視点が大切になる。その受け手として、居住支援の部分、特に生活支援付きの居住というものがもっともっと社会に作られ、ベースとなる家族機能の部分はどう社会化していくかが再犯防止の大事な部分になってくる。

- ・更生保護施設は、更生保護施設退所後のフォローアップ事業として、施設に相談があったときの対応と退所した者の生活の場に施設職員が訪問し、必要な支援があればやっていくということに取り組んでいるが、これには医療福祉等のいろいろな方々とのネットワーク、連携の構築が非常に大事になる。

○刑事司法の入口段階、出口段階での支援について

- ・起訴するかしないかというところと、更生緊急保護を受けるということが可能な限り関連付けられないような制度設計が必要である。

- ・刑事施設内から更生緊急保護の申出ができるということは極めて重要である。施設を出て

から調整が始まるのではなく、施設内から可能な限り早期に申出を受けて調整を円滑に進めることができるようになる。

- ・満期釈放者が地域居住や生活支援付住居をベースにしながら、必要に応じて、保護観察所のプログラム受講を含めた継続的な支援を受けることができるのが理想的である。

- ・更生緊急保護の期間が延長されることで、保護観察所としてどこまで何をやるのかというゴールを地域と共有し、地域でのネットワークを作ることが必要であり、その中での情報共有の在り方も検討すべきである。

- ・地域生活定着支援センターが入口段階でかかわっている場合、刑事施設等の出口の段階でもしっかりと情報共有ができるように、地域生活定着支援センターと保護観察所とのさらなる連携強化が望まれる。